

# 長田区地域づくり活動助成に関する要綱

平成 15 年 6 月 1 日

長田区長決定

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、区の施策方針に資するまちづくり事業について、区民が自ら企画・提案し、実施する長田の魅力ある地域づくりに関する活動（以下「地域づくり活動」という。）に要する経費の一部を助成することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

## (目的)

第 2 条 この要綱は、地域づくり活動を通じて、幅広い区民の参画のもと、長田の地域課題の解決や地域資源を活用・創造し、魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

## (助成対象団体)

第 3 条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、長田区内に活動拠点を有する団体で、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる、団体・実行組織とする。なお、申請団体は、昨年度補助申請をしたもので、補助事業実施 5 年目以下の団体とする。

## (助成対象活動)

第 4 条 助成対象となる地域づくり活動は、次の各号全てを満たすものとする。

- (1) 他地域の模範となる活動であり、活動開始から 5 カ年（最初の 3 カ年を「立ち上げ期」、残りの 2 カ年を「自立支援期」という。）以下の初動期の活動であること。
- (2) 長田区内で実施される活動であること。
- (3) 地域の祭りなど、単発のイベントでないこと。ただし、特に区長が認めるときはこの限りではない。
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
- (5) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度と重複しないこと。ただし、特に区長が認めるときはこの限りでない。
- (6) 神戸市のマスタープラン、区の施策及び方針に反する活動でないこと。
- (7) 法令等に違反する活動ではないこと。

## (助成金の額)

第 5 条 長田区長（以下「区長」という。）は、助成の対象となる地域づくり活動に対して、年度あたり、助成金額及び助成率は別表のとおりとし、予算の範囲内で助成をすることができるものとする。

## (助成対象期間)

第 6 条 助成対象期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

## (助成対象経費)

第 7 条 助成対象経費は、助成の対象となる地域づくり活動の実施に要する経費のうち、当該年度内に支出されたもので、かつ、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 謝金

- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託費
- (6) 使用料

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 団体構成員の食料費及び打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 団体構成員の人件費及び報酬
- (3) 使用耐用年数が概ね1年以上にわたり、かつ、取得金額が2万円以上の備品購入費
- (4) 事業全体を委託するなど、申請団体自らが実施しない活動。ただし、委託費1件あたりの金額は助成金の交付額の2分の1以下であり、かつ、15万円を上限とする。
- (5) 領収書がない等使途が不明のもの
- (6) その他区長が適当と認めないもの

(申請の手続き)

第8条 団体は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類（電子申請の場合は電子データ）を別に定める募集期間中に区長に提出しなければならない。また、同一団体、または実質的に同一団体とみなされる団体からの類似する複数の申請は認めないものとする。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体・事業者概要(様式第2号)
- (3) 活動企画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) その他区長が必要と認める書類

(企画提案会の開催)

第9条 区長は、前条により申請された団体（以下「申請団体」という。）に対し、企画提案会での提案説明を求めることができるものとする。

2 区長は、前項により提案説明を求められた申請団体が企画提案会を欠席した場合、不採択として通知するものとする。ただし、特に区長が認めるときはこの限りではない。

(長田区地域づくり審査委員会)

第10条 区長は、申請書及び企画提案会での企画提案を審査するため、長田区地域づくり審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することができるものとする。

2 審査委員会は、公益性・計画性・効果・先駆性・将来性・震災30年の取り組みについて総合的に考慮して審査し、支援方法、支援金額についての意見を区長に報告するものとする。

(審査結果の通知)

第11条 区長は、補助金規則第6条第1項による助成金の交付額の決定を行うときは、助成金交付額決定通知書（様式第5号）により申請団体に通知するものとする。

2 前項の場合においては、区長は審査委員会の意見を尊重するものとし、助成金以外で支援できる方法があれば意見を添えて申請団体に通知するものとする。

3 第1項の場合において、区長は助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付すことができるものとする。

4 区長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、不採択通知書（様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

(活動の変更等)

- 第 12 条 前条第 1 項の助成金交付通知を受けた団体（以下「採択団体」という。）は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは計画変更申請書（様式第 7 号）を、区長に提出しなければならない。
- 2 採択団体は、補助金規則第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる承認を受けようとする場合は活動中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）を、区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前 2 項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を助成金交付決定変更通知書（様式第 9 号）又は活動中止（廃止）承認通知書（様式第 10 号）により、採択団体に通知するものとする。

(活動報告書の提出)

- 第 13 条 採択団体は、補助金規則第 15 条に基づき地域づくり活動の実績を報告するときは、次に掲げる書類を当該活動の完了後、速やかに区長まで提出をしなければならない。
- (1) 活動報告書（様式第 11 号）
  - (2) 活動実績報告書（様式第 12 号）
  - (3) 収支決算報告書（様式第 13 号）
  - (4) 領収書写し
  - (5) 記録写真・パンフレット・チラシ等
  - (6) その他区長が必要と認める書類

(交付額の確定)

- 第 14 条 区長は、補助金規則第 16 条による助成金の交付の確定を行ったときは、助成金交付額確定通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。
- 2 区長は、確定した助成金の交付額が、第 11 条第 1 項で通知した交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略できるものとする。
- 3 補助金の交付額の確定後、区長は速やかに採択団体に支払うものとする。

(交付の特例)

- 第 15 条 採択団体は、補助金規則第 18 条第 2 項に基づき補助事業等の完了前に概算払を受けようとするときは、助成金概算払交付請求書（様式第 15 号）を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、速やかに当該請求に係る助成金を採択団体に支払うものとする。
- 3 区長は、補助金規則第 20 条第 2 項に基づく返還が発生する場合は、速やかに納付書を発行し、ただちに返還を命ずるものとする。

(助成金の取消等)

- 第 16 条 区長は、採択団体が、補助金規則第 19 条第 1 項各号に定めるもののほか、区長が助成金を交付するに適しないと認めるときは、助成金の交付決定額又は交付確定額の一部若しくは全部を取り消すことができるものとする。
- 2 区長は、前項による助成金の交付決定額もしくは交付確定額の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第 16 号）により当該団体に通知するものとする。
- 3 区長は、第 1 項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(活動報告会)

第 17 条 区長は、助成金の交付を受けた団体に対し、活動報告会の開催等により活動報告を求めることができるものとする。

(活動の評価・調査等)

第 18 条 区長は、必要と認めるときは、助成金の交付を受けた団体に対して、活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができるものとする。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見したときは、必要な是正措置を求めることができるものとする。

(活動報告書の備置き及び閲覧)

第 19 条 助成金の交付を受けた団体は、第 13 条第 1 項各号に定める書類、帳簿等を常に整備し、当該活動を完了し、又は廃止した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。）の翌年度から起算して 5 年間、主たる事務所に保存しなければならない。

2 助成金の交付を受けた団体は、その構成員その他の利害関係人から活動報告書の閲覧の請求があった場合には、正当な理由があるときを除いて、これを閲覧させなければならない。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 14 日より施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	活動歴	助成金額（上限）	助成率 （助成対象経費のうち）
地域づくり活動事業	1年目－3年目	30万円	100%
	4年目	22.5万円	75%
	5年目	15万円	50%